

## 徳島県公立高等学校の学区制廃止の検討を求める意見書

徳島県公立高等学校入学者選抜制度においては、徳島県立学校規則に定める併設型高等学校、専門学科及び総合学科を除く全日制普通科の通学区域は、3区域と定められている。

本市は、第2学区に属しており、本市が県の東北端に位置するという地理的条件から、第2学区に属する高等学校のうち、自宅から通学可能な学校は数校に限られている。

また、本市の中学生が、第3学区に属する徳島市の高等学校を志望した場合、学区外からの合格者数は、特色選抜の入学予定者数と合わせ、高等学校ごとに募集定員の8%以内という枠が設定されているため、十分通学可能であるにもかかわらず、非常に狭き門となっている。

さらに、本市から多数の合格者を出している県内全域を通学区域とする城ノ内高等学校が、順次高等学校の募集人員を減らし、平成33年度入試から募集を停止することになり、本市の中学生の進路の選択肢はますます狭められることとなった。

本市においては、中学生の進路の選択肢が極めて狭いことや、学区内と学区外では、合格するための得点に大きな差があることなどから、保護者をはじめ市民から不安の声が多く寄せられている。

また、子育て世代である本市の保護者が、子どもの高校受験のために、進路の選択肢が広い徳島市、松茂町、北島町、藍住町へ転出するなど、若年を中心とした人口流出が少なからず見受けられ、本市の中長期的なまちづくりの観点からも問題となっている。

以上のことから、徳島県におかれては、公立高等学校入学者選抜において、進路の選択肢を広げるため、また地域間での公平性を確保するため、現行の学区制の廃止を含めた通学区域についての検討を早急に推進することを強く要望する。

あわせて、地域のまちづくり、地域の教育の核となる地元高等学校が、これまで培われてきた優れた伝統や校風を生かしながら、生徒や保護者が望んで選択できる学校、地域が一体となって誇りに感じることのできる学校、そして、学力向上に向けた魅力あふれる充実した教育環境を備えた学校となるよう、その取り組みの推進を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月14日

鳴門市議会